

よくある質問

授業料についてよく寄せられるご質問です。参考にしてください。

<「授業料のお知らせ」について>

	Q	A
Q1-1	「授業料のお知らせ」(ハガキ)がまだ届きません。	2年生以上の学生については、4月中旬に、学資負担者様の住所へ発送します。その際に、前学期分と後学期分をまとめて通知いたしますので、後学期には発送いたしません。 1年生の学生や前学期に休学された学生等については、10月中旬に発送いたします。
Q1-2	「授業料のお知らせ」(振込依頼書)がまだ届きません。	前学期は4月中旬に、後学期は10月中旬に学資負担者様の住所へ発送します。
Q1-3	引っ越したので、次回から送付先を変えてほしいのですが。	学務情報システム(CampusSquare)にて学資負担者様(保護者連絡先または学生本人)の住所を変更してください。

<口座引落について>

	Q	A
Q2-1	授業料の口座引落日はいつですか。	前期は4月27日、後期は10月27日(銀行休業日の場合は翌営業日)です。
Q2-2	引落がされたか確認したいのですが？	口座引落代行業者より大学へ入金されるまで、引落日から2週間程度かかり、この間、大学では確認できません。通帳を記帳する等で、ご確認ください。
Q2-3	口座引落日に引き落としができませんでした。どうすればいいですか。	残高不足だった場合は、財務課出納係より「銀行振込票」を送付しますので、銀行での納入をお願いいたします。なお、振込手数料は、振込者負担となります。
Q2-4	引き落としされる預金口座を変更したいです。	財務課出納係にて「預金口座振替依頼書」を受け取り、新たに提出してください。提出期限は、口座引落日の2か月前までとなりますが、不備があると銀行から差し戻される場合もございますので、早めに提出するようにしてください。
Q2-5	支払方法を銀行振込に変更したいです。	手続きが必要ですので、財務課出納係までお越しください。なお、銀行振込の場合は手数料をご本人様にご負担いただいております。

<銀行振込について>

	Q	A
Q3-1	納入期限内に支払いできなかった場合、いつまでに支払わなければいけないという期限はありますか。	速やかにお支払いください。 督促を受けてなお納入しない場合は除籍になることがあります。除籍に関することは、学生課学生係(本館1階 042-443-5087)へお問い合わせください。
Q3-2	振込依頼書に記載されている支払期限が過ぎていますが、今からでも支払えますか。	支払期限を過ぎた振込依頼書でも銀行窓口でそのままお使いいただけます。ただし、年度をまたがったり、在籍期間を越えてから授業料をお支払いいただくことはできません。
Q3-3	ATM・ネットバンキングでの振込は可能ですか。	どなたからの振込か分からなくなる恐れがあるため、原則、受け付けておりません。

<その他授業料について>

	Q	A
Q4-1	領収書を発行してください。	「証明書等交付願」を財務課出納係へ提出してください。発行は、本学での納入確認後で、「証明書等交付願」を提出されてから1～2週間後となります。詳細は、HPの「領収書の発行について」をご覧ください。
Q4-2	休学したいのですが、その間は、授業料はかかりませんか？	翌学期から(4月1日から、または、10月1日から)休学したい場合は、教務課情報管理係に、「休学願」を提出期限までに提出してください。提出期限は、4月1日からの休学は3月20日まで、10月1日からの休学は9月20日までとなります。(休日の場合は、その前日) この場合、休学願が受理されれば、授業料はかかりません。ただし、学期途中からの休学は授業料がかかります。休学を予定されている場合は、早めに教務課情報管理係(本館1階 042-443-5078へ)相談してください。

<預金口座振替依頼書について>

	Q	A
Q5-1	書き損じてしまいました。	間違えた箇所に二重線を引き、その上に届出印を押印し、正しい内容をその上部または下部に記載してください。また、書き損じが多い場合には、新しいものをお渡ししますので、財務課出納係まで取りにお越しください。
Q5-2	間違った銀行届出印を押してしまいました。	誤印鑑に×をしていただき、横の余白に正当な印鑑を重ねならないようはっきりと押印してください。